

藤沢市重度障がい者処遇費補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日

改正 令和6年3月1日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、重度障がい者を受け入れる市内入通所施設の経営基盤安定及び人材確保を目的とし、重度障がい者を受け入れるために必要な職員配置に要する費用に係る補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、重度障がい者とは、次の各号にあげる者をいう。

- (1) 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障がい者総合支援法」という。）第21条第1項の規定による障がい支援区分5または6の認定を受けた者。
- (2) 児童相談所で「重症心身障がい児者認定」を受けた者。
- (3) 常時バイタルチェックや医療的ケアまたは見守り等が必要な者。

2 前項に定める重度障がい者を受け入れた際の費用は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前項第1号に該当する者を受け入れた際の費用を「基本加算」という。
- (2) 生活介護事業所において、前項第1号に該当し、かつ第2号に該当する者を受け入れた際の費用を「重心加算」という。
- (3) 生活介護事業所において、前項各号全てに該当する者を受け入れた際の費用を「医療従事者加算」という。

(事業の実施主体対象となる事業所)

第3条 本事業の実施主体対象となる事業所は、生活介護事業所及び知的障がい者を対象とした施設入所支援事業所とする。ただし生活介護事業所については、前年度利用者の障がい支援区分の平均値が5以上であって、国の報酬告示に定める人員配置体制加算（Ⅱ）及び福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、かつ看護職員が常勤換算で2.5人以上配置されていることを条件とする。

(補助金額)

第4条 補助基準額の算定に係る対象者は第2条第1項に規定する者であって、本市が援護の実施者となっている者とし、補助基準額は、次のとおり定める。なお、本項各号の加算については、重複算定できるものとする。

- (1) 基本加算 対象者1人当たり月額8,000円
- (2) 重心加算 対象者1人当たり月額25,000円

(3) 医療従事者加算 対象者1人当たり月額15,000円

2 基本加算額、重心加算額、医療従事者加算額に当該月の対象人数を乗じ、予算の範囲内において、補助金額を決定する。なお、支払い対象者数については、当該施設の利用定員の人数のうち、交付申請時に決定した人数を上限とする。

(交付申請)

第5条 この補助金を受けようとするものは、次の各号に定める書類を、事業開始年度の4月1日までに市長に提出するものとする。

(1) 生活介護事業所は、「藤沢市重度障がい者処遇費補助金交付申請書(第1号様式)」及び、「藤沢市重度障がい者処遇費補助金対象者名簿(第2号様式)」。

(2) 知的障がい者を対象とした施設入所支援事業所は、「藤沢市重度障がい者処遇費補助金交付申請書(第1号様式)」及び、「藤沢市重度障がい者処遇費補助金対象者名簿(第3号様式)」。

(3) 当該事業所の職員勤務体制一覧

(4) 当該事業所の加配分職員人件費が確認できる収支予算書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、審査のうえ補助金の交付を決定し、「藤沢市重度障がい者処遇費補助金交付決定通知書(第4号様式)」により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 この事業の実績報告は、事業完了日の翌月10日までに「事業実績報告書(第5号様式)」及び「藤沢市重度障がい者処遇費補助金対象者名簿(第2号様式または第3号様式)」により行うものとする。

2 市長は、前項の報告により当該年度の補助金額の変更が確定した場合は、年度末までに再度前条に規定する交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 この事業を実施する事業所は、毎月ごとに、原則として事業完了日の翌月10日までに「請求書」を市長に提出するものとする。

2 市は、請求日から30日以内に、各事業所の指定する口座に、補助金の振り込みを行うものとする。

(変更等の届出)

第9条 この事業を実施する事業所は、当該事業を変更、中止または廃止する場合は、変更後10日以内に「藤沢市重度障がい者処遇費補助金変更(中止・廃止)届(第6号様式)」を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた事業者

がある時は、その事業者から既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。
- 3 「藤沢市重度障がい者処遇費加算実施要領」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。